

平成27年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

健康医療福祉部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
健康福祉政策課	福祉人材センター運営事業委託	福祉人材センターの運営	平成27年4月1日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	6,854,000	社会福祉法第93条に基づき、社会福祉事業従事者の確保を目的に設立された法人であり、都道府県毎に一個に限り指定できる都道府県センターとしての指定を行っているため。	2	3イ
健康福祉政策課	福祉人材バンク運営事業委託	福祉人材バンク(湖北介護・福祉人材センター)の運営	平成27年4月1日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	11,400,000	社会福祉法第93条に基づき、社会福祉事業従事者の確保を目的に設立された法人であり、都道府県毎に一個に限り指定できる都道府県センターとしての指定を行っているため。	2	3イ
健康福祉政策課	介護・福祉人材確保緊急支援事業委託	福祉人材確保等を推進する事業の実施	平成27年4月1日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	20,566,000	社会福祉法第93条に基づき、都道府県センターとしての指定を行い、厚生労働大臣の許可を受け無料職業紹介事業を実施しているとともに、高齢、障害、児童の分野を問わず、総合的な情報や知識、ノウハウを有する唯一の団体のため。	2	3イ
健康福祉政策課	地域生活定着支援センター事業委託	地域生活定着支援センターの運営	平成27年4月1日	社会福祉法人グロー	18,000,000	福祉支援が必要な高齢者や障害者等の刑務所出所者に対する帰住先調整などを行う司法と福祉制度に精通している唯一の団体のため。	2	3イ
健康医療課	臓器移植連絡調整者(コーディネーター)設置事業委託	臓器移植の推進及び臓器提供者の家族や医療機関の理解を深めるため、臓器移植連絡調整者を設置し、移植医療の推進を図る。	平成27年4月1日	公益財団法人滋賀県健康づくり財団	7,985,000	移植医療に関する普及啓発等を行うことも目的とし設立され、また、臓器移植にかかるあつせん業務などの特殊な業務を遂行するための専門的な技術がある団体である。これらのことから、当該事業を実施するためには、当団体以外に代替しうる団体がない。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
健康医療課	滋賀県ナースセンター事業委託	ナースバンク事業・就職説明会・看護力再開発講習会・看護職員定着化促進事業・「看護の心」普及事業・訪問看護師養成講習会・調査事業・サテライト運営等の実施	平成27年4月1日	公益社団法人滋賀県看護協会	23,000,000	公益社団法人滋賀県看護協会は、滋賀県が「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第14条に基づき指定している県内唯一のナースセンターである	2	3イ
健康医療課	在宅医療福祉看護職員専門研修事業委託	訪問看護ステーション、介護施設等へ再就業を希望する潜在看護職員を対象とした研修事業委託潜在看護職員の職場復帰のための研修会実施	平成27年4月1日	公益社団法人滋賀県看護協会	7,703,000	在宅医療福祉を担う施設、訪問看護ステーション等の看護職員の勤務実態を把握し、潜在看護職員の情報を蓄積する機関	2	3イ
健康医療課	再就業コーディネーター配置事業委託	在宅医療福祉を担う看護職員確保のため、再就業コーディネーターを配置する等、潜在看護職員の再就業を支援・促進する業務	平成27年4月1日	公益社団法人滋賀県看護協会	8,237,000	在宅医療福祉を担う施設、訪問看護ステーション等の看護職員の勤務実態を把握し、潜在看護職員の情報を蓄積する機関	2	3イ
健康医療課	救急医療情報システム医療機関確保業務委託	滋賀県広域災害・救急医療情報システムの円滑な運営のため、受け入れ医療機関の確保業務を委託	平成27年4月1日	一般社団法人滋賀県病院協会	5,921,640	当該事業を実施するためには、病院の協力が欠かすことができず、県内の病院が集まる団体である県病院協会において事業を周知し実施することが効果的かつ効率的であると考えられることから、当事業を適切に実施できる団体は当該団体以外にないと考えられるため。	2	3イ
健康医療課	がん検診受診啓発事業委託	県民にがん検診の必要性について啓発を行う	平成27年4月1日	公益財団法人滋賀県健康づくり財団	5,050,000	財団法人日本対がん協会滋賀県支部として、がん対策の普及啓発活動において中心的な役割を果たしており、また、自らも検診機関として県内のがん検診を多数取り扱うなどがん検診に関する専門的な知識・技術も有しており、当事業を遂行できる団体は、他に存在しないため。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
健康医療課	小児救急電話相談事業運営業務委託	小児救急電話相談事業の運営業務委託	平成27年4月1日	株式会社法研	17,800,000	小児の保護者等からの病気やけが等の相談に対し、保健師・看護師(必要に応じて小児科医師)による的確な助言・指導できる体制の確保が求められる。このため、公募型プロポーザルでの提案内容をもとに業務遂行能力を見極め、最も優れた業者と随意契約を行った。	2	4
健康医療課	障害児(者)歯科医療等事業委託	障害者の歯科治療事業	平成27年4月1日	一般社団法人滋賀県歯科医師会	26,778,000	障害児(者)の歯科治療を実施するためには、特殊な歯科治療設備、多人数の熟練スタッフが必要であり、本委託先は、当該事業を委託できる県内唯一の団体である。	2	3イ
健康医療課	子育て・女性健康支援事業委託	子育て・女性健康支援事業の実施	平成27年4月1日	一般社団法人滋賀県助産師会	5,086,000	子育てや女性の健康について専門的な知識と技術が必要なため	2	3イ
健康医療課	小児医療体制整備事業委託	小児医療体制整備事業の実施	平成27年6月1日	社会福祉法人びわこ学園	6,240,000	医療的ケアが必要な重症児に対する保健医療体制について、専門的な知識と技術が必要なため	2	3イ
健康医療課	緊急搬送コーディネーター事業委託	周産期における緊急搬送コーディネーター事業の実施	平成27年4月1日	大津赤十字病院	8,000,000	総合周産期母子医療センターであり、専門的な知識と技術が必要なため	2	3イ
健康医療課	不妊専門相談センター事業委託	不妊専門相談センター事業の委託	平成27年4月1日	国立大学法人滋賀医科大学	5,000,000	不妊症・不育症に関する先進的な知識と治療技術が必要なため	2	3イ
健康医療課	先天性代謝異常検査等委託	先天性代謝異常検査等マススクリーニング検査業務	平成27年4月1日	公益財団法人健康づくり財団	44,950,000	先天性代謝異常検査においては、専門的な知識と検査技術が必要であるため	2	3イ
健康医療課	緊急被ばく医療ネットワーク調査研究事業委託	緊急被ばく医療関係者が効率的で的確な医療が提供できるよう資質向上およびネットワークの構築に関する調査・検討を実施する。	平成27年5月1日	公益財団法人原子力安全研究協会	6,000,000	医学および放射線に関して広範囲にわたる高度で専門的な知識を必要とし、他道府県の事情も踏まえた調査研究が必要であるが、全国的にこのような活動を実施している学術専門団体が当該協会以外にないため。	2	3イ
医療福祉推進課	家庭医養成プログラム事業委託	家庭医を養成するための指導医の養成や検討会・講演会の開催事業委託	平成27年4月1日	国立大学法人滋賀医科大学	18,000,000	当事業を実施できる団体は、県内唯一の医師養成機関である滋賀医科大学の他にないため。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
医療福祉推進課	喀痰吸引等研修(第一号、第二号研修)事業委託	喀痰吸引等研修(第一号、第二号研修)事業の実施委託	平成27年4月1日	社会福祉法人華頂会	10,842,000	当該事業は介護職員がたんの吸引等を適切に実施できるよう研修を実施するもので、県内の介護福祉士養成校2校のうち、委託可能な体制を整えているのは当団体の他にないため。	2	3イ
医療福祉推進課	介護支援専門員研修事業委託	介護支援専門員研修の実施の委託	平成27年4月1日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	37,810,000	経年的に同水準の研修を実施するためにこうした経験などを活用する必要がある当事業を実施できる団体は、社会福祉法に基づき社会福祉事業従事者の養成・研修を行っており、経験と人材の蓄積がある当団体の他にないため。	2	3イ
医療福祉推進課	潜在有資格者再就業支援研修事業委託	介護福祉士国家資格取得者をはじめとする潜在有資格者等を対象とした研修等の業務委託	平成27年4月1日	滋賀県老人福祉施設協議会	6,675,000	潜在有資格者等事業対象者の掘り起こしに加え、離職原因や再就業の際の障害等について検討を行い課題を抽出することが不可欠であり、そのための知識と経験を有し、研修内容の構築や必要な実習の検討・実習先の確保等を一体的に行うことができるのは、同協議会のみである。	2	3イ
医療福祉推進課	障害者介護職員養成委託	障害者を対象に初任者研修を実施し、介護職員の養成を行う業務の委託	平成27年4月1日	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター	6,909,000	障害者支援に関する知識と経験に加え、介護サービス事業所等との密接な連携が求められている。そのような知識と経験を有し、障害所の就労支援、企業・労働・教育・保健・医療等の関係機関・団体とのネットワーク構築に関する事業を行い、全県下を対象に活動する団体は、特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センターのみである。	2	3イ
医療福祉推進課	滋賀県介護の職場環境改善アドバイザー派遣事業委託	介護サービス事業所に研修体系や職場環境の改善を図るためのアドバイザーを派遣する	平成27年5月1日	株式会社エイデル研究所	6,562,000	本事業は、介護福祉施設や介護サービス事業所への職場環境改善アドバイザー派遣にかかる専門知識を有する事業者以外は実施することができず、特に今年度事業においては、昨年度のフォローアップを行って職場改善の充実を図ることとしていることから、昨年度本事業を受託した株式会社エイデル研究所の他に代替しうる者はない。	2	3イ
障害福祉課	重症心身障害者ケアマネジメント支援事業委託	重症心身障害児(者)ケアマネジメントの専門的指導・支援	平成27年4月1日	社会福祉法人びわこ学園	10,700,000	重症心身障害児(者)への支援について、医療面も含めた専門的な知見を有する県内唯一の法人であるため。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
障害福祉課	障害児(者)地域生活ネットワーク支援事業委託	地域の障害者支援ネットワークへの支援	平成27年4月1日	社会福祉法人びわこ学園	6,000,000	各福祉圏域の社会福祉資源の状況や地理的条件等を勘案し、適当と認められる施設を指定して実施してきたもので、他に代替しうるものはないため。	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活ネットワーク支援事業委託	地域の障害者支援ネットワークへの支援	平成27年4月1日	社会福祉法人湖南会	6,000,000	各福祉圏域の社会福祉資源の状況や地理的条件等を勘案し、適当と認められる施設を指定して実施してきたもので、他に代替しうるものはないため。	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活ネットワーク支援事業委託	地域の障害者支援ネットワークへの支援	平成27年4月1日	社会福祉法人グロー	6,000,000	各福祉圏域の社会福祉資源の状況や地理的条件等を勘案し、適当と認められる施設を指定して実施してきたもので、他に代替しうるものはないため。	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活ネットワーク支援事業委託	地域の障害者支援ネットワークへの支援	平成27年4月1日	社会福祉法人蒲生野会	6,000,000	各福祉圏域の社会福祉資源の状況や地理的条件等を勘案し、適当と認められる施設を指定して実施してきたもので、他に代替しうるものはないため。	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活ネットワーク支援事業委託	地域の障害者支援ネットワークへの支援	平成27年4月1日	社会福祉法人とよさと	6,000,000	各福祉圏域の社会福祉資源の状況や地理的条件等を勘案し、適当と認められる施設を指定して実施してきたもので、他に代替しうるものはないため。	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活ネットワーク支援事業委託	地域の障害者支援ネットワークへの支援	平成27年4月1日	社会福祉法人湖北会	6,000,000	各福祉圏域の社会福祉資源の状況や地理的条件等を勘案し、適当と認められる施設を指定して実施してきたもので、他に代替しうるものはないため。	2	3イ
障害福祉課	障害児(者)地域生活ネットワーク支援事業委託	地域の障害者支援ネットワークへの支援	平成27年4月1日	社会福祉法人虹の会	6,000,000	各福祉圏域の社会福祉資源の状況や地理的条件等を勘案し、適当と認められる施設を指定して実施してきたもので、他に代替しうるものはないため。	2	3イ
障害福祉課	障害者自立支援協議会事業委託	スーパーバイザーの設置、人材の育成、県域ネットワークの強化等	平成27年4月1日	滋賀県障害者自立支援協議会	14,000,000	本県においては、各圏域に相談支援事業を実施する事業者等のネットワーク化を進めてきており、そのネットワークを全県的に構築し、本事業を実施するために設立されたのが当該団体であり、事業を実施できる唯一の団体であるため。	2	3イ
障害福祉課	障害者権利擁護対策事業委託	・障害者虐待防止に係る業務 ・障害者の権利擁護にかかる相談対応等	平成27年4月1日	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	7,715,000	(福)滋賀県社会福祉協議会は、障害者虐待にかかる未然防止等に関し、地域における関係機関・団体等と幅広くネットワークを有し、かつ、権利擁護について深い専門性を有するとともに、障害者福祉について精通する県内で唯一の団体であり、他に代替しうるものがないため。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
障害福祉課	障害者社会参加推進センター運営事業委託	障害者の地域における社会参加を促進する業務	平成27年4月1日	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会	7,092,000	事業実施に必要な身体・知的・精神の3障害に関する技術や技能、実績、経験、関係団体との調整機能等を要し、他に代替しうる者がいないため。	2	3イ
障害福祉課	障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業委託	障害福祉サービス事業所の利用者の工賃向上を図る業務	平成27年4月1日	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター	18,324,000	当該事業所は、平成10年度に就労支援事業所等における事業を振興し、そこで働く障害者の自立を支援することを目的に、県内の大多数の事業所が加盟して設立された団体であり就労支援事業の振興に関する経験・ノウハウを有する事業所は他に例がなく、代替性が認められないため。	2	3イ
障害福祉課	介護等の場における知的障害者就労促進事業委託	知的障害者を対象とした介護技能研修、介護事業所職員に対する研修、有資格者と介護事業所との雇用等の調整業務	平成27年4月1日	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター	7,000,000	本事業は、介護等の場における知的障害者の就労促進を目的としており、知的障害者を対象とした介護技能研修や知的障害者を受け入れる介護事業所の職員を対象とした研修、さらには介護技能にかかる資格を有する知的障害者と介護事業所等間の雇用などの調整支援を行うものであり障害者支援や障害者の就労支援に係る知識と経験および障害福祉サービス事業所、障害者の職場定着支援を担う機関、介護事業所等との密接な連携が求められる。そのような知識と経験を有し、また、障害者の就労の促進等を目的とし、なおかつ、各事業所や団体との繋がりを持ち全県下を対象に活動する団体は、特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センターのみであるため。	2	3イ
障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業委託	障害者の就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行う。	平成27年4月1日	特定非営利活動法人おおつ「障害者の生活と労働」協議会	6,927,000	本事業は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定に基づき、同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっている。指定は各障害福祉圏域ごとに1法人ずつであり、指定法人以外に代替しうるものがないため。	2	3イ
障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業委託	障害者の就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行う。	平成27年4月1日	社会福祉法人あすこみと	6,927,000	本事業は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定に基づき、同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっている。指定は各障害福祉圏域ごとに1法人ずつであり、指定法人以外に代替しうるものがないため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	障害者就業・生活支援 センター事業委託	障害者の就業及びこれに 伴う日常生活又は社会生 活に必要な支援を行う。	平成27年4月1日	社会福祉法人しがらき 会	6,927,000	本事業は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定に基づき、同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっている。指定は各障害福祉圏域ごとに1法人ずつであり、指定法人以外に代替しうるものがないため。	2	3イ
障害福祉課	障害者就業・生活支援 センター事業委託	障害者の就業及びこれに 伴う日常生活又は社会生 活に必要な支援を行う。	平成27年4月1日	社会福祉法人わたむき の里福祉会	6,927,000	本事業は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定に基づき、同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっている。指定は各障害福祉圏域ごとに1法人ずつであり、指定法人以外に代替しうるものがないため。	2	3イ
障害福祉課	障害者就業・生活支援 センター事業委託	障害者の就業及びこれに 伴う日常生活又は社会生 活に必要な支援を行う。	平成27年4月1日	社会福祉法人ひかり福 祉会	6,927,000	本事業は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定に基づき、同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっている。指定は各障害福祉圏域ごとに1法人ずつであり、指定法人以外に代替しうるものがないため。	2	3イ
障害福祉課	障害者就業・生活支援 センター事業委託	障害者の就業及びこれに 伴う日常生活又は社会生 活に必要な支援を行う。	平成27年4月1日	社会福祉法人 湖北会	6,927,000	本事業は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定に基づき、同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっている。指定は各障害福祉圏域ごとに1法人ずつであり、指定法人以外に代替しうるものがないため。	2	3イ
障害福祉課	障害者就業・生活支援 センター事業委託	障害者の就業及びこれに 伴う日常生活又は社会生 活に必要な支援を行う。	平成27年4月1日	社会福祉法人 ゆたか 会	6,927,000	本事業は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定に基づき、同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっている。指定は各障害福祉圏域ごとに1法人ずつであり、指定法人以外に代替しうるものがないため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	滋賀県特定医療費等受 付業務委託	難病申請にかかる受付業 務委託	平成27年4月1日	大津市	6,014,014	本事業は難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)に基づく指定難病の特定医療費等を受付事務を各圏域の保健所を通して行うものである。各圏域のうち、大津圏域については保健所は県ではなく、大津市に設置されており、他に代替しうものがないため。	2	2
障害福祉課	地域ケアシステム推進 事業委託	各福祉圏域でに相談支援 体制整備の改善と地域ケ アシステムの円滑な継続 運営への支援	平成27年4月1日	社会福祉法人グロー	17,493,000	本事業の実施のためには、地域における障害者支援の専門性を有するとともに、障害者福祉に対する深い理解と経験を有することが必要となるが、こうした要件をみたす事業体は、県立社会福祉施設の管理運営を受託するなど障害者福祉の実践に対し深いノウハウを有し、在宅サービスの展開や民間社会福祉事業の育成、福祉文化の創造や普及を行う部署(企画事業部)を有する(社福)グロー以外に存在しないため。	2	3イ
障害福祉課	高次脳機能障害支援セ ンター運営事業委託	高次脳機能障害者及び家 族への相談支援、および 関係機関への普及啓発や 人材育成を行う。	平成27年4月1日	社会福祉法人グロー	11,531,000	本事業の目標達成かつ効果的な事業実施のためには、医療及び保健福祉関係者との連携や高次脳機能障害者の特徴に応じた支援ができる等の条件を満たす必要がある。社会福祉法人グローは、高次脳機能障害者を主な支援対象とした障害者支援施設を有し、支援のノウハウを有しており、また、県内唯一の当事者団体である「脳外傷友の会」の後方支援を担っていることから他に適切な法人がないため。	2	3イ



契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業委託	発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害児(者)およびその家族の福祉の向上を図る	平成27年4月1日	社会福祉法人グロー	48,700,000	本事業は、発達障害者への専門相談他や他の支援機関に対する助言や研修を実施するなど、県の発達障害者支援の中核を担う事業であり、平成25年度において公募型プロポーザル方式により事業所を選定した結果、社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団(現社会福祉法人グロー)となった。 こうしたことから、発達障害者支援に関して専門的な職員を確保することができる法人が他に存在しないこと、利用者支援の継続性を担保する必要があるため。	2	3イ
障害福祉課	児童・思春期の精神医療連携システム研究事業委託	児童思春期の精神障害や発達障害に対応できる精神科医療の充実とともに、関係機関との連携など地域からのニーズに応える体制を構築する	平成27年4月1日	国立大学法人滋賀医科大学	6,600,000	児童・思春期に関する専門的な知識が必要であり、滋賀医科大学はかねてより、児童・思春期医療の研究を行っており、当該事業を委託できる県内唯一の附属病院を有した教育機関であるため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	滋賀県精神障害者相談 支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関 するアドバイザーを配置 し、地域のネットワーク 構築に向けた指導・調整 等の広域的支援を行うこ とにより、地域における精 神障害者の相談支援体制 の整備を推進する	平成27年4月1日	医療法人藤樹会	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地 域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、 関係機関が連携を図りながら実施する事業であ り、委託先を精神障害者地域生活支援センター 等を運営していた法人または福祉圏域を対象とし て相談支援事業を運営する社会福祉法人として います。 各福祉圏域において、精神障害者の地域生活を 支援する関係者の核となり、本来県の担うべき広 域的調整および専門的支援が実施できる機関と しては、地域生活支援の実績もあり、また専門職 員が配置されている精神障害者地域生活支援セ ンターを運営していた法人(精神障害者地域生活 支援センターのなかった高島圏域においては、圏 域を対象として相談支援事業を実施する社会福 祉法人)であり、現在相談支援事業者として指定 を受けている機関の他に適切な機関がないた め。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県精神障害者相談 支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関 するアドバイザーを配置 し、地域のネットワーク 構築に向けた指導・調整 等の広域的支援を行うこ とにより、地域における精 神障害者の相談支援体制 の整備を推進する	平成27年4月1日	医療法人周行会	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地 域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、 関係機関が連携を図りながら実施する事業であ り、委託先を精神障害者地域生活支援センター 等を運営していた法人または福祉圏域を対象とし て相談支援事業を運営する社会福祉法人として います。 各福祉圏域において、精神障害者の地域生活を 支援する関係者の核となり、本来県の担うべき広 域的調整および専門的支援が実施できる機関 としては、地域生活支援の実績もあり、また専門 職員が配置されている精神障害者地域生活支援 センターを運営していた法人(精神障害者地域生 活支援センターのなかった高島圏域においては、 圏域を対象として相談支援事業を実施する社会 福祉法人)であり、現在相談支援事業者として指 定を受けている機関の他に適切な機関がないた め。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	滋賀県精神障害者相談 支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関 するアドバイザーを配置 し、地域のネットワーク 構築に向けた指導・調整 等の広域的支援を行うこ とにより、地域における精 神障害者の相談支援体制 の整備を推進する	平成27年4月1日	社会福祉法人さわらび 福祉会	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地 域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、 関係機関が連携を図りながら実施する事業であ り、委託先を精神障害者地域生活支援センター 等を運営していた法人または福祉圏域を対象と して相談支援事業を運営する社会福祉法人とし ています。 各福祉圏域において、精神障害者の地域生活を 支援する関係者の核となり、本来県の担うべき広 域的調整および専門的支援が実施できる機関と しては、地域生活支援の実績もあり、また専門職 員が配置されている精神障害者地域生活支援セ ンターを運営していた法人(精神障害者地域生活 支援センターのなかった高島圏域においては、圏 域を対象として相談支援事業を実施する社会福 祉法人)であり、現在相談支援事業者として指定 を受けている機関の他に適切な機関がないた め。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県精神障害者相談 支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関 するアドバイザーを配置 し、地域のネットワーク 構築に向けた指導・調整 等の広域的支援を行うこ とにより、地域における精 神障害者の相談支援体制 の整備を推進する	平成27年4月1日	一般社団法人水口病 院	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地 域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、 関係機関が連携を図りながら実施する事業であ り、委託先を精神障害者地域生活支援センター 等を運営していた法人または福祉圏域を対象と して相談支援事業を運営する社会福祉法人とし ています。 各福祉圏域において、精神障害者の地域生活を 支援する関係者の核となり、本来県の担うべき広 域的調整および専門的支援が実施できる機関 としては、地域生活支援の実績もあり、また専門 職員が配置されている精神障害者地域生活支援 センターを運営していた法人(精神障害者地域生 活支援センターのなかった高島圏域においては、 圏域を対象として相談支援事業を実施する社会 福祉法人)であり、現在相談支援事業者として指 定を受けている機関の他に適切な機関がないた め。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	滋賀県精神障害者相談 支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関 するアドバイザーを配置 し、地域のネットワーク 構築に向けた指導・調整 等の広域的支援を行うこ とにより、地域における精 神障害者の相談支援体制 の整備を推進する	平成27年4月1日	社会福祉法人きぼう	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地 域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、 関係機関が連携を図りながら実施する事業であ り、委託先を精神障害者地域生活支援センター 等を運営していた法人または福祉圏域を対象と して相談支援事業を運営する社会福祉法人とし ています。 各福祉圏域において、精神障害者の地域生活を 支援する関係者の核となり、本来県の担うべき広 域的調整および専門的支援が実施できる機関と しては、地域生活支援の実績もあり、また専門職 員が配置されている精神障害者地域生活支援セ ンターを運営していた法人(精神障害者地域生活 支援センターのなかった高島圏域においては、圏 域を対象として相談支援事業を実施する社会福 祉法人)であり、現在相談支援事業者として指定 を受けている機関の他に適切な機関がないた め。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県精神障害者相談 支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関 するアドバイザーを配置 し、地域のネットワーク 構築に向けた指導・調整 等の広域的支援を行うこ とにより、地域における精 神障害者の相談支援体制 の整備を推進する	平成27年4月1日	社会福祉法人とよさと	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地 域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、 関係機関が連携を図りながら実施する事業であ り、委託先を精神障害者地域生活支援センター 等を運営していた法人または福祉圏域を対象と して相談支援事業を運営する社会福祉法人とし ています。 各福祉圏域において、精神障害者の地域生活を 支援する関係者の核となり、本来県の担うべき広 域的調整および専門的支援が実施できる機関と しては、地域生活支援の実績もあり、また専門職 員が配置されている精神障害者地域生活支援セ ンターを運営していた法人(精神障害者地域生活 支援センターのなかった高島圏域においては、圏 域を対象として相談支援事業を実施する社会福 祉法人)であり、現在相談支援事業者として指定 を受けている機関の他に適切な機関がないた め。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	滋賀県精神障害者相談 支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関 するアドバイザーを配置 し、地域のネットワーク 構築に向けた指導・調整 等の広域的支援を行うこ とにより、地域における精 神障害者の相談支援体制 の整備を推進する	平成27年4月1日	医療法人遙山会	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地 域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、 関係機関が連携を図りながら実施する事業であ り、委託先を精神障害者地域生活支援センター 等を運営していた法人または福祉圏域を対象と して相談支援事業を運営する社会福祉法人とし ています。 各福祉圏域において、精神障害者の地域生活を 支援する関係者の核となり、本来県の担うべき広 域的調整および専門的支援が実施できる機関と しては、地域生活支援の実績もあり、また専門職 員が配置されている精神障害者地域生活支援セ ンターを運営していた法人(精神障害者地域生活 支援センターのなかった高島圏域においては、圏 域を対象として相談支援事業を実施する社会福 祉法人)であり、現在相談支援事業者として指定 を受けている機関の他に適切な機関がないた め。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県精神障害者相談 支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関 するアドバイザーを配置 し、地域のネットワーク 構築に向けた指導・調整 等の広域的支援を行うこ とにより、地域における精 神障害者の相談支援体制 の整備を推進する	平成27年4月1日	社会福祉法人ひかり福 祉会	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地 域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、 関係機関が連携を図りながら実施する事業であ り、委託先を精神障害者地域生活支援センター 等を運営していた法人または福祉圏域を対象と して相談支援事業を運営する社会福祉法人とし ています。 各福祉圏域において、精神障害者の地域生活を 支援する関係者の核となり、本来県の担うべき広 域的調整および専門的支援が実施できる機関と しては、地域生活支援の実績もあり、また専門職 員が配置されている精神障害者地域生活支援セ ンターを運営していた法人(精神障害者地域生活 支援センターのなかった高島圏域においては、圏 域を対象として相談支援事業を実施する社会福 祉法人)であり、現在相談支援事業者として指定 を受けている機関の他に適切な機関がないた め。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
障害福祉課	滋賀県精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における精神障害者の相談支援体制の整備を推進する	平成27年4月1日	社会福祉法人虹の会	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を精神障害者地域生活支援センター等を運営していた法人または福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人としています。 各福祉圏域において、精神障害者の地域生活を支援する関係者の核となり、本来県の担うべき広域的調整および専門的支援が実施できる機関としては、地域生活支援の実績もあり、また専門職員が配置されている精神障害者地域生活支援センターを運営していた法人(精神障害者地域生活支援センターのなかった高島圏域においては、圏域を対象として相談支援事業を実施する社会福祉法人)であり、現在相談支援事業者として指定を受けている機関の他に適切な機関がないため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県精神障害者相談支援体制整備事業委託	各圏域に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における精神障害者の相談支援体制の整備を推進する	平成27年4月1日	社会福祉法人わたむきの里福祉会	6,370,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の地域生活支援を推進していく仕組みをつくるため、関係機関が連携を図りながら実施する事業であり、委託先を精神障害者地域生活支援センター等を運営していた法人または福祉圏域を対象として相談支援事業を運営する社会福祉法人としています。 各福祉圏域において、精神障害者の地域生活を支援する関係者の核となり、本来県の担うべき広域的調整および専門的支援が実施できる機関としては、地域生活支援の実績もあり、また専門職員が配置されている精神障害者地域生活支援センターを運営していた法人(精神障害者地域生活支援センターのなかった高島圏域においては、圏域を対象として相談支援事業を実施する社会福祉法人)であり、現在相談支援事業者として指定を受けている機関の他に適切な機関がないため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県難病相談・支援センター事業委託	滋賀県難病相談・支援センター管理運営業務	平成27年4月1日	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会	9,461,000	難病連絡協議会は、長年にわたり、疾患ごとに相談員が対応してきた実績がある。そのため、滋賀県において当センター事業を実施し、また事業の特徴としているピアカウンセリングを適切に実施するためには、難病連絡協議会以外に代替する団体がいないため。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
障害福祉課	滋賀県難病医療連携協議会事業委託	滋賀県難病医療連携協議会事業業務	平成27年4月1日	国立大学法人滋賀医科大学	6,936,000	滋賀県難病医療提供体制整備事業のうち、難病医療連携協議会は、国の難病特別対策推進事業実施要綱の中で都道府県が設置するものとなっており、拠点病院が業務を受託できることとなっている。難病医療連携協議会は、地域における重症難病患者の受入を円滑に行うため、難病拠点病院・協力病院とのネットワークを構築し、患者の入退院について医療機関と調整を行うものであるため、県内の神経内科をはじめとする医師の協力を得て、重症難病患者医療を束ねる特殊な技能を要し、また、患者の受入の実績を要する。滋賀医科大学附属病院は、11疾患群すべてにおいて拠点病院であり、難病患者の診療のために十分な診療体制が整備されている。特定疾患受給者証の申請の診断書作成数 8,771件中、1160件が滋賀医大であり大きな割合を占めている。 また、高度先進医療を行っている大学病院であり、各分野の専門医・専門看護師が在籍しており、難病医療地域基幹病院や地域の医療機関の医師等に対する研修の実施も可能である。 県内唯一の大学病院として、診療とともに教育および研究を一体的に行っているため。	2	3イ
障害福祉課	特定医療費審査支払事務委託	特定疾患治療研究費にかかる診療報酬の審査支払事務(単価契約)	平成27年4月1日	滋賀県国民健康保険団体連合会	7,954,848	難病法の規定により当該事務を委託できる県内唯一の機関であるため。	2	1
障害福祉課	特定医療費審査支払事務委託	特定疾患治療研究費にかかる診療報酬の審査支払事務(単価契約)	平成27年4月1日	滋賀県社会保険診療報酬支払基金	5,228,076	難病法の規定により当該事務を委託できる県内唯一の機関であるため。	2	1
障害福祉課	滋賀県障害者スポーツ大会開催事業委託	滋賀県障害者スポーツ大会個人競技6種目・団体競技4種目と滋賀県スペシャルスポーツカーニバルを開催し、障害者スポーツの振興と障害者の社会参加を促進する。	平成27年4月1日	滋賀県障害者スポーツ協会	5,392,000	当事業は、障害者のスポーツ大会を開催することが目的であり、様々な障害者を持つ障害者(児)を一堂に集め大会を開催するためには、障害者スポーツに関する特別なノウハウが必要である。大会を開催できるだけの障害者スポーツに関する知識等を有しているのは滋賀県障害者スポーツ協会だけであり、当事業は特殊性を多分に有する事業であるため。	2	3イ

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
障害福祉課	全国障害者スポーツ大会選手養成・派遣事業委託	平成27年度全国障害者スポーツ大会・紀の国わかやま大会に出場する選手を強化・育成し、大会へ派遣する。	平成27年4月1日	滋賀県障害者スポーツ協会	10,996,000	当事業は全国障害者スポーツ大会出場選手の育成と大会への円滑な派遣を目的としており、選手の指導には高い専門性と全国障害者スポーツ大会競技規則などの障害者スポーツに関する知識が必要である。また障害者スポーツの指導者は少数で、一般に各個人・団体が技術向上を図ることは困難であり、実施できる団体としては、障害者を対象とした総合的なスポーツ推進のために設置され、スポーツ指導の知識および障害者の生活指導の知識を有する各分野の者から構成された滋賀県障害者スポーツ協会だけであるため。	2	3イ
障害福祉課	聴覚障害者コミュニケーション確保対策事業委託	手話通訳や要約筆記者の養成および派遣、字幕入りビデオの制作・貸出しなど聴覚障害者のコミュニケーションの確保に係る事業実施を委託。	平成27年4月1日	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	17,260,000	本事業は聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保し聴覚障害者の社会参加を促進することを目的としており、聴覚障害者福祉に専門性を有するとともに聴覚障害者福祉に理解と経験を有することが条件となるため。	2	3イ
障害福祉課	障害者IT支援センター・ITサロン運営事業委託	障害者の情報通信技術の利用拡大を図るためITの利用などの相談や情報提供、支援者となるパソコンボランティアの養成などの事業実施を委託。	平成27年4月1日	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター	6,114,000	本事業は障害者の自立と社会参加促進を目的に障害者に対するIT利用支援を行うものであり、障害者福祉に専門性を有するとともに障害者福祉に理解と経験を有することが条件となるため。	2	3イ
障害福祉課	盲ろう者社会参加促進事業委託	盲ろう者が地域で社会の構成員として生活が送れるよう生活訓練、コミュニケーション手段の確保、移動支援などの事業実施を委託。	平成27年4月1日	特定非営利活動法人しが盲ろう者友の会	16,109,000	本事業は盲ろう者の生活訓練、コミュニケーション手段などを確保し盲ろう者の社会参加を促進することを目的としており、盲ろう者福祉に専門性を有するとともに盲ろう者福祉に理解と経験を有することが条件となるため。	2	3イ
障害福祉課	視覚障害者社会参加促進事業委託	視覚障害者の社会参加を促進するため視覚障害者への情報提供、生活訓練、移動支援や点訳・音訳ボランティアの養成などの事業実施を委託。	平成27年4月1日	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	5,069,000	本事業は視覚障害者の社会参加の促進のため視覚障害者に対する情報提供、生活訓練、移動支援などを実施するものであり、視覚障害者福祉に専門性を有するとともに視覚障害者福祉に理解と経験を有することが条件となるため。	2	3イ
障害福祉課	自立支援医療費支払事務委託	精神通院医療にかかる診療報酬の審査支払事務(単価契約)	平成27年4月1日	社会保険診療報酬支払基金	11,970,069	障害者総合支援法の規定により当該事務を委託できる県内唯一の機関であるため。	2	1
障害福祉課	自立支援医療費支払事務委託	精神通院医療にかかる診療報酬の審査支払事務(単価契約)	平成27年4月1日	滋賀県国民健康保険団体連合会	13,335,245	障害者総合支援法の規定により当該事務を委託できる県内唯一の機関であるため。	2	1



契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
生活衛生課	動物保護管理業務委託	野犬等の捕獲、抑留、回収、運搬業務、動物の適正飼養啓発事業およびそれらに付随する事業を委託する。	平成27年4月1日	一般社団法人滋賀県動物保護管理協会	68,244,000	左記協会は、県内全域を対象として犬による迷惑、苦情等の処理、野犬等や特定動物の收容、譲渡など動物の愛護、保護管理、適正飼養管理業務の遂行に必要な特殊分野において高度な技術技能や知識経験を有しており、県内に左記の者に代わる能力を有する団体がいないため。	2	3イ
子ども・青少年局	児童自立援助事業委託	児童福祉施設等を退所した児童の自助グループの活動や相談援助等	平成27年4月1日	特定非営利活動法人びわこ青少年をサポートする会	24,308,000	事業の効率的な実施のため、さまざまな事情をもつ児童への生活指導、児童同士の関係調整を行う能力等が必要であり、必要な技術や情報を持った団体が他にないため。	2	3イ
子ども・青少年局	保育士・保育所支援センター運営事業業務委託	保育士・保育所支援センターの運営(保育人材バンク、相談や研修による就業継続支援、就職説明会の開催など)	平成27年4月1日	一般社団法人滋賀県保育協議会	9,080,000	法人格を持った保育関係の全県組織であり、従前より県内の全保育所を対象に各種研修を開催するなど、専門的な知識と研修実績を有する団体であるため。	2	3イ
子ども・青少年局	里親支援事業業務委託	里親支援事業業務	平成27年4月1日	社会福祉法人小鳩会	6,700,000	社会的養護における里親の役割や相談対応の手法を十分理解しており、本事業を実施することができる団体は他に代替するものがないため。	2	3イ
子ども・青少年局	若者の出会い・交流促進モデル事業委託	若者の出会い・交流促進モデル事業の運営業務	平成27年4月1日	びわ湖放送株式会社	8,200,000	本事業は、未婚の男女を対象にコミュニケーション能力向上等の講座と交流活動を通じて、出会いを交際につなげ、さらに成婚に導くためのプログラム事例を研究・実践するとともに、交流事業実施の核となる人材の育成につなげることを目的としている。このことから本事業を企画・立案・運営する者には、より効果的な事業の実施に関する高い企画力や高度な知識、ノウハウ等が必要不可欠であるため、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
子ども・青少年局	母子家庭等就業・自立支援センター業務委託	母子家庭等就業・自立支援センター事業の委託	平成27年4月1日	社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会	11,845,000	県内唯一の母子福祉団体であり本事業の遂行に適切な唯一の団体であるため。	2	3イ
看護専門学校	臨地実習委託	学生の病院臨地実習(単価契約)	平成27年5月11日	市立長浜病院	5,470,416	県内において単価が統一されており、また契約相手方は実習病院の指定を受けた学生受入可能な施設であるため。	2	6

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
看護専門学校	臨地実習委託	学生の病院臨地実習(単価契約)	平成27年5月11日	長浜赤十字病院	6,218,856	県内において単価が統一されており、また契約相手方は実習病院の指定を受けた学生受入可能な施設であるため。	2	6
精神保健福祉センター	自殺予防電話相談事業委託	自殺予防電話相談業務全般の運営委託	平成27年4月1日	滋賀県臨床心理士会	10,626,000	メンタルヘルス・ストレスに対するケアを専門的に扱う職種は臨床心理士のみであり、この事業委託を実施できるのは臨床心理士会のみである。また、臨床心理士の集まりである臨床心理士会県内に1団体のみであるため。	2	3イ
中央子ども家庭相談センター	DV被害者一時保護委託	DV被害者一時保護(単価契約)	平成27年4月1日	社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会外1件	7,258,000	委託団体は、DV法に基づく被害者の一時保護をおこなうために、物的、人的体制が整備された母子生活支援施設を運営する県内の団体であるため。	2	3イ
中央子ども家庭相談センター	児童一時保護委託	児童一時保護(単価契約)	平成27年4月1日	社会福祉法人小鳩会外	6,452,000	当センターの一時保護所に対応できない児童を一時保護するための、設備・施設および保護児童・乳児の対応に必要な専門的知識を有しているのは、県内設置の児童養護施設、児童自立施設等の他に代替できるものがないため。	2	3イ